

令和6年度 放課後キッズクラブ運営法人選定にかかるQ&A

No.	該当箇所	質問	回答
1	公募要項 【2(1)対象クラブ】	募集クラブの概要（活動場所やクラブの様子、状況、職員数等）について知りたい。	公表する情報としては「【参考】令和6年度放課後キッズクラブ運営法人募集クラブの概要」のとおりです。これ以外の情報については、現場見学会にご参加の上、ご確認ください。
2	公募要項 【6(2)公募手続きについて】	現場見学会に参加しなくても応募することは可能か。	可能です。
3	公募要項 【6(5)応募条件について】	会社法に基づく合併または分割（その他これらに類するものを含む）を直近2年間で行った。 この場合、合併または分割先である法人は、応募資格(1)に掲げる事業実績が2年間ないとみなされ、応募することはできないのか。	法人の同一性が認められる場合には、合併または分割前の法人の実績をもって応募することを可とします。 なお、その場合、法人の同一性を証する書類を提出する必要があります。具体的な提出書類の内容については、あらかじめ、こども青少年局放課後児童育成課までお問合せください。
4		法人格を持たずに応募資格に掲げる事業を実施した期間があるが、事業実績の2年間の中にその期間を含めることはできるか。	できません。 応募資格に掲げる事業実績として認められる期間は、法人格を有して実施している期間に限られます。
5	公募要項 【8(1)接触行為の禁止について】	選定検討会の委員との接触が禁止されているが、当該検討会の委員を事前に公表することはあるのか。	選定検討会の委員を事前に公表することはありません。
6		選定検討会の委員との接触が禁止されているが、具体的にどのような行為を指すか。	選定検討会の委員であることを知りながら、当該委員に対して、便宜を図る、又は応募に関する情報を漏洩する等、選定の公平性に欠ける行為が該当します。
7	別紙2 【申請書類一覧】	提出書類の就業規則について、現在放課後キッズクラブを運営していない法人は、キッズの職員を雇用することを前提とした就業規則を作成し、提出する必要があるのか。あるいは、現行の就業規則でも良いのか。	法人が現に有する就業規則を提出してください。 なお、就業規則は放課後キッズクラブの職員の処遇内容を確認するものであるため、現行の就業規則で当該職員の処遇が確認できない場合は、必要に応じて各区こども家庭支援課がヒアリング又は就業規則案等必要な書類の提出を求める場合があります。